

基金情報

No. 24

平成16年3月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階

Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

ホームページ <http://www.jade.dti.ne.jp/~glskkn/>

平成16年2月・主要事業概況

事項	2月末数	対前月増減数	事項	月末数(累計)	
事業所数(件)	261	-2	年金掛金	調定額(円) 1,550,229,918 収納額(円) 1,543,835,428	
加入員数(人)	男子	6,239	-38	収納率	99.6%
	女子	2,570	-5	事務費掛金調定額(円)	84,637,678
	計	8,809	-43	信託資産額	277億8,565万円
平均標準給与月額(円)	男子	348,891	-1,150	修正総合利回り	11.99%
	女子	222,651	-2,482	ベンチマーク差	-1.24%
	計	312,061	-1,645	慶弔金	103件 174万円
受給者数(人)	5,252	23	保養所利用者数	3,722人	
平均年金額(円)	430,496	642			

中リスク型運用開始

第81回代議員会(2月23日開催)において政策アセットミックス(資産構成)の低リスク型から中リスク型への移行が議決されました。これに伴うりそな信託銀行への運用ガイドラインの変更通知(2月26日付)など所要の手続きを終え、3月1日から中リスク型での運用を開始いたしました。

りそな信託銀行に対するガイドラインは、表1のとおりであり、運用機関の裁量による許容乖離幅(レンジ)を各資産とも±2%とし、設定された(残りの)レンジを最大限活用したのとなっています。

	中心値	レンジ
国内債券	42%	40~44%
国内株式	22%	20~24%
外国債券	16%	14~18%
外国株式	10%	8~12%
キャッシュ等	10%	8~12%

決算への影響要素

二桁台の運用収益をもって今年度末をむかえられる見通しとなりましたが、平成15年度決算においてそのプラス要因はマイナス効果として働き、資産評価調整加算額が小さくなる懸念があります。

また、平成15年度から総報酬制が導入されましたが、総報酬制での賞与の支給見込みは制度上3.6月と設定され、許容繰越不足金や免除料率の算出方法が変更となりました。

このため、基金での賞与の支給実績の多寡により、許容繰越不足金や免除料率が変動することとなります。

それらのうち、免除料率については、変動があってもそれに見合い給付費も変動することとなり、決算での財政影響はないと考えられます。しかし、資産評価調整加算額や許容繰越不足金については、決算への影響が生じることとなります。

資産評価調整額

当基金の年金財政においては、資産の評価を数理的評価(純資産+資産評価調整額)にて計上しています。

資産評価調整額は、5年間の運用の良し悪しをならす(調整)役目としています。したがって、運用が悪いときは、決算は調整額を加算し、資産を増加させ、逆に良いときは減少(翌年度以降に先送り)することとなります。純資産が責任準備金を下回ったため、30~38億円の資産評価調整額(不足)を純資産額に加算し、資産の評価をしてもらいましたが、平成15年度は二桁台の運用責任準備金に不足する収益が見込まれるので、資産評価調整額が許容繰越不足金の調整額は5億円程度に減少するものと見込まれています。

平成12年度から14年度までは、マイナス運用準備金を下回ったため、30~38億円の資産評価調整額(不足)を純資産額に加算し、資産の評価をしてもらいましたが、平成15年度は二桁台の運用責任準備金に不足する収益が見込まれるので、資産評価調整額が許容繰越不足金の調整額は5億円程度に減少するものと見込まれています。

この結果、平成15年度決算で、許容繰越不足金は、下記枠内の予想されます。

なお、純資産額は、運用は給与+賞与ですので、賞与が国の設定による3.6月より低い当基金(2.1月)の積立水準の場合、従来ベースよりも低い額となり、継続基方は改善される水準をクリアすることとなります。許容繰越不足金

標準給与総額×20年確定年金現価率×7.7/1000×(100+プラスアルファ%)/110

この結果の資産構成割合は、表2のとおりとなっています。

低リスク型から中リスク型への移行により、内債△6%、内株+3%、外債+1%、外株+2%と高い収益を期待できるものとなりましたが、今回のりそな信託銀行のガイドラインの変更(レンジ活用)により、国内債券割合をさらに4%減し、その分国内株式の割合をさらに4%高めたものとなりました。

内債オルタナティブ運用4月開始

中リスク型への移行に併せ国内債券のオルタナティブ化を図ることとなりましたが、現在国内債券・オルタナティブ商品の

国内債券	41%
国内株式	29%
外国債券	8%
外国株式	17%
キャッシュ等	5%

売買などについてみずほ・UFJ信託銀行との間で所要の手続きを進めており、本格的なオルタナティブ運用は4月1日からと予定されています。

なお、UFJ信託銀行における為替アルファ型商品は、3月25日新設予定となっています。

基金の財政運営に対する新たな弾力化措置発出

国は、運用環境の悪化などを受け、平成13年度・14年度・15年度と基金の財政運営に対する弾力化措置を講じてきましたが、平成16年度においても弾力化措置が講じられこととなりました。

給付減額の同意要件緩和!

平成16年度の弾力化措置は、次の3事項となっています。このうち予定利率の弾力化については、3月16日厚生労働省告示(第91号)により手当てされました。

他の2事項は、3月16日付けにて通知の改正が行われましたが、具体的な取扱い是不詳です。この中には給付減額に対する同意要件の弾力化も含まれており、給付減額実施への手続きが緩和されています。

1 非継続基準上の予定利率の弾力化

非継続基準に用いる予定利率は、現在は20年国債を基準としていますが、30年国債を基準とした利率となります。これによる利率は、最高で2.508%から2.748%となり、より高い予定利率を用いることができることとなります。

2 債券評価の弾力化

現在、年金資産の評価は時価評価とされていますが、満期保有目的の債券については簿価評価も認められることとなります。

ただし、この簿価評価が認められるのは、満期まで保有する能力のある基金(責任準備金以上の積立金のある基金)に限られています。

3 給付減額手続きの弾力化

給付減額に関し2点の弾力化措置が講じられています。

- ① 給付減額に同意した集団のみを対象として給付減額ができること。(加算型でのグループ分けの明文化)
- ② 受給者の給付減額を行う場合に支給する一時金は減額相当分とすること。

専業運営 — 給付状況 — (3. 年金額と支給状況)

平均年金額は、毎年度4%程度上昇する傾向にあり、平成15年12月末で428,386円となっています。

平均年金額の上昇要因は、年金額の算出の基礎となる平均標準報酬月額と加入員期間の伸びによるものです。

平均標準報酬月額は、3%近い伸びを、また加入員期間は2.5%前後の伸びを示しています。

それらの上昇や伸びは、全受給者の平均値ですので、受給者個々人の伸びではなく、より長い加入員期間や高い報酬月額にある新規受給者の増加、あるいはその逆の受給者の失権により引き起こされているといえます。

新規受給者の平均年金額55万円！

平成15年10月から12月までの新規受給者の平均年金額は、555,645円で、平均標準報酬月額は272,499円、平均加入員期間は226.4月となっています。

一方、同期における失権者の平均年金額は、355,835円で、平均標準報酬月額は216,184円、平均加入員期間は154.6月となっています。

年金給付費は今後も増大

平成15年12月末現在における受給者数5,219人、年金支給総額21億3,866万円となっており、年金支給総額は、掛金収入の1.36倍に及んでいます。

ここ数年の新規受給者数は失権者数の2~3倍の340人となっていますので、年金受給者数の増大とともに、年金支給額(年金給付費)も膨張していくこととなります。

みやぎの山荘 利用者数4,000人超

みやぎの山荘の利用者数は、平成15年10月以降各月とも前年度数を大きく下回っています。

平成16年2月末までの平成15年度計で3,722人(前年度同月末比▲708人)となっています。

現時点における平成16年3月の利用予定者数は296人となっており、平成15年度における利用者数は合わせて4,018人(前年度比▲814人)と辛うじて4,000人を上回るが見込まれます。

今年度の事業実績予想

運用利回り12%超！

年金資産の運用は、市場環境の好転を受け、平成16年2月末における修正総合利回りは11.99%となっています。

市場のより好転と中リスク型への移行効果を期待すると12%超の収益も見込まれると見込んでいます。

この結果、年金信託資産額も平成14年度末(平成15年3月末:252億5,828万円)比25億2,736万円の増となっていますが、平成12、13、14年度の運用不足を取り戻すまでには至っていません。

連合会・新宿事務所を閉鎖

— 業務部移転 —

厚生年金基金連合会は、新宿のセブンシティに業務部(新宿事務所)を置いていましたが、平成16年3月26日をもって新宿事務所を閉鎖し、3月29日から連合会本部(秀和芝パークビル)にて業務部の業務を行うこととなりました。

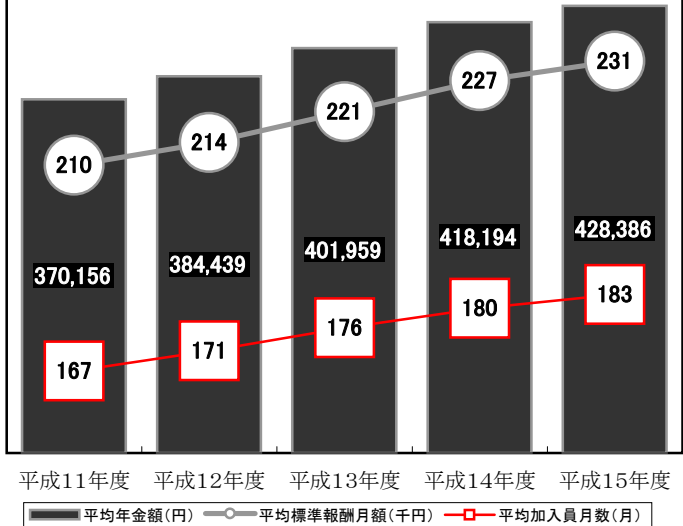
4月の事業予定

15/ 厚生労働大臣あて業務報告書の提出

16/ 事務講習会の開催(健保合同開催)

19/ 厚生労働大臣あて政府負担金の交付申請

平均年金額とその基礎係数の推移



社会保険庁 加入記録・年金見込額を通知

社会保険庁(社会保険業務センター)は、「年金加入記録のお知らせ」と「年金見込額のお知らせ」といった新しい事業を実施することとなりました。

「年金加入記録のお知らせ」は、本年3月15日から実施されており、58歳に達した人に年金の加入記録が送付されます。

また、「年金見込額のお知らせ」は、本年4月22日から実施されることとなっています。

この見込額のお知らせは、「年金加入記録のお知らせ」の送付を受けた人のうち、希望する人へのみ送付されます。

年金見込額は、加入記録に基づいて計算され、本人の受ける年金額の見込額がお知らせされるものです。

ただ、この年金見込額には、厚生年金基金や厚生年金基金連合会から支給される代行部分の年金額が含まれていません。

このため、加入員や加入員であった人から、厚生年金基金に対して年金見込額の照会などが寄せられることが予想されます。当基金でもその新たな業務対応に追われることとなりました。

基金用語

【年金額】

「年金」は、毎年、定期的に給付される金銭で、その額を「年金額」といいます。

年金には公的年金や私的年金などの種類があり、年金制度により対象者や給付内容などが異なります。

公的年金として代表的な厚生年金における年金額は、加入期間中の報酬に比例した給付となっており、「報酬比例部分」といわれてきています。

この報酬比例部分の算出は、加入期間中の〔平均標準報酬月額〕と〔加入月数〕を掛け合わせ、これに〔給付乗率〕を乗じて求めます。

当基金における独自給付である上乗せ部分の年金額についても算式は同じです。

なお、報酬比例部分における平均標準報酬月額は、従来は給与のみが対象となっていたものが、平成15年4月以降の加入期間については、総報酬制の導入により、賞与も給付の対象となっていますので、賞与を月額として加味した平均標準報酬月額となります。当基金の上乗せ部分については給与のみが対象となります。

また、給付乗率は、報酬比例部分にあつては千分の5.481となっていますが、昭和21年4月1日以前生れの人の場合はその率を超える率が適用されます。当基金の上乗せ部分の給付率は一律に千分の1.4となっています。

$$\text{年金額} = \text{平均標準報酬月額} \times \text{加入月数} \times \text{給付乗率}$$